

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	ウメトク株式会社
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	大阪府大阪市北区茶屋町3番7号
工場等の名称	ウメトク株式会社 名古屋熱処理センター
工場等の所在地	愛知県名古屋市天白区中砂町478番地
業 種	製造業
業務部門における 建築物の主たる用途	工場
建築物の所有形態	自社ビル等（自ら所有し自ら使用している建築物）
事業の概要	自動車金型の熱処理・表面処理業務
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公 表 期 間	令和6年8月20日 ～ 令和9年3月31日		
公 表 方 法	○	掲示 閲覧	（場 所） 工場掲示板
		ホーム ページ	（HPアドレス）
		冊 子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	052-832-6632		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

ウメトク株式会社 名古屋熱処理センターは環境保全が事業活動の最重要課題の一つと位置づけ、会社、地域社会、地域環境に配慮した事業活動を積極的に推進する。

1： 環境に配慮した熱処理加工品の製造販売

顧客が満足する品質作りの上で技術的・経済的に可能な範囲で熱処理加工品を製造販売し、地球の環境保全への配慮、環境汚染の防止に努める。

2： 環境への配慮

地域社会に役立つ環境保全活動に取り組み地域と相互に良い地球環境を作る。

3： 継続的改善

マネジメントレビューで得られた課題からリスクと機会について取り組む。

環境目標を定め、熱処理加工品を製造販売する上で省資源・省エネルギー・廃棄物の削減・リサイクルへの取り組み等の環境保全への継続的改善を図る。

4： 諸法規の遵守

環境に関する法規制・協定等を遵守する。

5： 方針の周知徹底

当社熱処理事業部で働く又は当社熱処理事業部の為に働くすべての人に周知徹底し、環境意識向上を図ると共に、環境方針を内外に開示する。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

環境委管理責任者、事務局

名古屋地区副責任者

名古屋地区委員

名古屋熱処理センター 環境管理員1名

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 5 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		4, 203	t-CO ₂
①を （温室効果ガス 除く二酸化炭素 換算） の排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑨エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑨合計）		4, 203 t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和 5 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 8 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総 排 出 量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項 目	基準年度 令和 5 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 8 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位当たりの 排 出 量	0. 00439	t- CO ₂ / 千円	0. 004324	t- CO ₂ / 千円	1. 5	%

（2）目標設定の考え方

原単位当たりの排出量を年間0.5%削減し、3年間で1.5%削減。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

[illegible]

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標（2030年度）
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組